

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第1回都市計画制度小委員会

平成21年7月30日

【事務局】 大変長らくお待たせいたしました。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第1回都市計画制度小委員会を開催させていただきます。

まず初めに、本小委員会の設置につきましてご報告申し上げます。去る6月26日に開催されました都市計画部会において、都市計画制度小委員会の設置が了承されたところでございます。参考資料2に小委員会設置の際の資料がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

また、本委員会の設置に伴いまして、委員の皆様方には本日付で辞令が発行されたところでございます。大変失礼ながらお手元にお配りさせていただいておりますので、ご査収のほどよろしく願いいたします。

また、本日は第1回の委員会ですので、加藤都市・地域整備局長から皆様にごあいさつをさせていただきます。

【加藤都市・地域整備局長】 都市・地域整備局長の加藤でございます。委員の先生方には、都市計画制度小委員会の委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は大変ご多忙の中、委員会にご出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

先生方ご案内のとおりでして、都市計画制度は旧法の時代から考えますと90年がたとうとしています。現行法は昭和43年にできたものですが、今申し上げたように旧法以来考えてみますと90年になるわけでございます。この間、都市計画法自体の目的としては、これも先生方ご案内のとおりでして、非常に急激な都市への人口・産業の集中にどう対応していくか、その過程で発生したスプロールにどう対応していくかとか、あるいは都市施設の後追的な整備ではなくて効率的、効果的な整備をいかに進めていくかという観点から、現行の都市計画制がこれまで構成され、運用されてきたところでございます。

昭和43年に制定されて以来、都市計画制度につきましても、経済・社会情勢の変化に応じまして非常にいろいろな変遷をたどって現行制度がここまで来ているわけでございま

す。ただ、これから先を考えたとき、今申し上げたような基本的な枠組みは昭和43年以来維持してきた関係で、今後の人口の動態とか都市への住まい方の問題をいろいろ考え合わせますと、これまでのような都市計画制度の枠組みで維持して、それを運用し続けていくことがほんとうに都市政策として適当かどうかという観点から、この際思い切って都市計画制度全体を総点検して見直してみようとして、この委員会を立ち上げていただいたと私どもは理解をしております。

もちろん、これまでもいろいろなことをやってきました。近いところではまちづくり三法の中での都市計画法の改正も行いまして、かなりの成果を上げてきたとは思いますが、ただそれに甘んじることなく、実際の都市計画は運用されてみて初めて力になるわけです。ぜひ先生方に教えていただきたい、ご指導賜りたいのは、都市計画の制度を単に変えればいいことではなくて、現実に運用できる都市計画制度でなければならないと、私たちとしては絶えず考えておくべきだと思っておりますので、そういう点からもご指導をお願いしたいと思っております。

今後の都市計画制度の見直しの方向性につきましては、この小委員会に先立ちまして、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会でビジョンをお取りまとめいただきましたが、このビジョンの中で、今後の都市政策の方向なり、都市計画制度についてもこういうものの考え方で見直したらどうだと提言を受けております。その提言を具体的に都市計画制度としてどう受けとめていくかという観点から、ぜひご検討をお願いできれば大変ありがたいと思っております。

そういう趣旨で今後検討をお願いしたいと思っておりますが、幅広い分野でご活躍の先生方にお集まりをいただいておりますので、これからの都市計画制度の具体的見直しについては、関連の制度も含めて忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思っております。

私どもとしてはこの委員会でいろいろご意見を伺った中で、また事務局から提案させていただきますが、早急に答えを見つけて直ちに対応していくべきものと、引き続きいろいろな方面から検討して制度改正に結びつけていくものに仕分けをいたしまして、早急に対応すべきものについては、できれば来年の通常国会に提出できるように準備をしたい。そういうスケジュール感覚でこの小委員会でもご審議をいただければ、非常にありがたいと思っております。

最後になりますが、重ねて先生方のご指導をよろしくお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 次に、ご出席いただきました委員の皆様をご紹介します。青山佾委員でございます。

【青山委員】 青山です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 浅見泰司委員でございます。

【浅見委員】 浅見です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 石川幹子専門委員でございます。

【石川専門委員】 石川でございます。

【事務局】 大橋洋一臨時委員でございます。

【大橋臨時委員】 大橋です。

【事務局】 小早川光郎専門委員でございます。

【小早川専門委員】 小早川でございます。

【事務局】 中井検裕臨時委員でございます。

【中井臨時委員】 中井でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 中川雅之臨時委員でございます。

【中川臨時委員】 中川でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 吉田克己専門委員でございます。

【吉田専門委員】 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 亘理格専門委員でございます。

【亘理専門委員】 亘理です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 なお、櫻井敬子委員におかれましては少しおくれてご出席とのことでございます。また、岸井隆幸委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。また、石川専門委員、小早川専門委員におかれましては、所用により途中で退席される予定でございます。

次に、配付資料でございますが、資料の3枚目をごらんください。配付資料の一覧がございます。資料につきましては1から4までございます。なお、4には参考資料としてA3の2枚紙が入っております。また、参考資料につきましては1から5まで分かれております。それぞれご確認いただきまして、過不足等がございましたらお申し出ください。

それでは、引き続き議事に進みたいと思います。ご発言していただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにいただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただきようお願い申し上げます。

まず、本委員会におきます議事の運営につきましてご提案させていただきます。社会資本整備審議会の小委員会の議事運営につきましては、特段の定めがございません。そこで、本委員会で決めていただく必要がございます。僭越とは存じますが、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じまして、事務局で案を作成させていただきました。

資料2の「都市計画制度小委員会の議事運営について（案）」をごらんください。読み上げさせていただきます。

#### 都市計画制度小委員会の議事運営について（案）

小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

#### 記

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 小委員会は、委員長が招集する。
4. 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
5. そのほか小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上

以上でございます。

ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

特段ご意見がなければ、議事運営についてご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【事務局】** それでは、ご異議がないようでございますので、本委員会の運営につきましては案のとおり取り扱ってまいりますので、よろしく願いいたします。

本日ご出席いただきました委員、臨時委員及び専門委員は、現在11名中9名で、ただいまご承認いただきました議事運営第4に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

引き続きまして、委員長の選出に移りたいと思います。議事運営第1によりますと、委員長は委員の互選により選出することとなっておりますが、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【事務局】** 特にご異議がないようでございますので、事務局としては、都市計画部会

長でいらっしゃいます浅見委員がご適任ではないかと思しますので、その旨、ご提案させていただきます。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【事務局】** では、皆様ご異議がないようでございますので、浅見委員に委員長をお願いしたいと思っております。浅見委員、委員長席にお移りいただくようお願いいたします。

ここで、委員長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。委員長、よろしく願いいたします。

**【委員長】** 委員長を拝命いたしました浅見です。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど局長がおっしゃいましたけれども、現在の時代に合った都市計画のあり方という非常に重要なことについて審議する場ということで、非常に身の引き締まる思いですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】** ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は浅見委員長をお願いしたいと存じます。浅見委員長、よろしくお願いいたします。

**【委員長】** では、審議に入ります前に、議事の公開について皆様にご了解いただく必要がございます。資料3に「都市計画制度小委員会の議事の公開について(案)」がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、今、委員長からご指摘いただきました資料3をお開きください。読み上げさせていただきます。

#### 都市計画制度小委員会の議事の公開について(案)

1. 小委員会の議事は、原則として公開とする。ただし、委員長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除く。

2. 議事を公開する場合には、議事の日時、場所及び議題を原則として開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。)までに国土交通大臣官房広報課及びホームページに掲示する。

3. 議事を公開する場合には、議事の傍聴は、以下のとおりとする。

(1) 報道関係者については、1社につき原則1名とする。

(2) 一般傍聴者については、会場の許す範囲で傍聴可能(1団体につき原則1名)とし、予め定める日時までに国土交通省都市・地域整備局都市計画課に登録する。受付は原則として申し込み順とする。

(3) 傍聴者が、議事の進行を妨げていると委員長が判断した場合には、退席を求めることができる。また、委員長が許可した場合を除き、議事開始後の入室、撮影、録画、録音その他の議事進行の妨げとなる行為は禁止をする。

4. 議事録については、内容についての委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通大臣官房広報課及びホームページにおいて公開することとする。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

特段ご意見がなければ、議事の公開についてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【委員長】** ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようでございますので、本委員会の議事の公開につきましては、案のとおりに取り扱ってまいりますので、よろしく願いいたします。

(傍聴者入場)

**【委員長】** それでは、審議に入ります。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

本日は第1回目ということで、まずは事務局から小委員会における検討事項についてご説明いただき、その後、委員の皆様方からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】** 本日は検討のスタートに当たりまして、検討事項についてどのような考え方からこの審議をお願いしているのか、資料4に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料4の表紙をめくっていただきまして、裏側の1ページをごらんください。この検討の全体をあらわすタイトルといたしまして「都市計画制度の総点検」とさせていただいております。先ほど局長からもございましたけれども、先日、都市政策の今後の基本的な方向について、本審議会の別の小委員会で報告書が取りまとめられ、人口減少・高齢化、地球環境問題の深刻化といった今日の状況を踏まえて、エコ・コンパクトシティ等の実現が打ち出されたところでございます。

報告書では、ほかにも目指す姿がうたわれておりますし、また、集約型の都市構造という考え方自体は全く目新しい考え方ではございませんけれども、現時点で今日的に、ある

種場面転換の最もシンボリックな表現となっておりますエコ・コンパクトシティを中心としたしまして、これの実現を目指す観点から、あるべき都市計画の姿を探っていきたくしてございます。

これには、具体的にはいろいろなアプローチがあり得ると考えられますし、都市計画法の見直しと申した場合にいろいろ細かい要望事項などをいただくこともあるわけですが、本小委員会におきましては制度の細目や都市計画法、法定都市計画という殻に閉じこもるのではなくて、都市計画が何を目的としているのかという観点から少し幅を広げまして、横断的に、関連制度を含めて総体全体としてどう現実を動かしていけるのかという観点から議論をさせていただければと考えております。1の隅のところですが、「大枠的評価・検討」とさせていただいているところでございます。

次に、2ですが、常に全体像は頭に置きたいと思っておりますけれども、都市計画自体が幅広い存在ですので、例えば体系的に全体の枠組み議論をしなければ一步も前に進めないのは、いささか腰の重いことになると考えております。そこで、この総点検は、一発でひとまとめにするより、いわば総点検のシリーズとして、段階的に進めていきたいと考えております。

具体的には、事務局から毎回、時間が足りなければ2回以上にわたるものもあるかもしれませんが、制度課題的なものを念頭にしまして、一定の議論あるいは論点の固まりのようなものを、順番として早急に措置すべきものから幅広く慎重な検討が必要なものへという流れで、順次毎回提示をさせていただきたいと存じます。

それについてご議論いただきまして、①時代の状況に合わないものはまずやめる。これまでの制度改革は、足し算の積み重ねで制度が複雑化しているというご指摘もございまして、対象が複雑であればシンプル化に限度もありますけれども、なるべくシンプルなものという観点、引き算の視野も入れていきたいと思っております。

改正のための改正ということではございませんので、継続して残るものも当然あると思っておりますけれども、その中でも②変化を踏まえて新たな位置づけを与える、あるいは機能を強化していく、その上で足らざるところは③のように足していく。総点検あるいは棚卸しの発想で仕分けをしてまいりたいと存じます。

もちろん、この小委員会では、単に仕分けをすることではございません。仕分けて、具体的にどういう制度の形をとるのか、制度論について主にご議論賜ればということでございます。制度論というのが、例えば法令の条文レベルの立案は行政側で責任を持ってさせ

ていただきますけれども、その基本的な考え方や理念的なものを明確にしながら、できる限り具体的にまとめてまいりたいと考えております。

その意味で、制度発注的なレベル、何となくこういうの、「あらま欲しい」という議論で終始するのじゃなくて、志は高く持っていきたいと思っておりますけれども、現実を見ながら、現実にワークすることを考えて制度設計していく観点で、よろしく願いいたします。

なお、最後の※のところですが、制度にかかわるだけではなく、当然のことながらそれが現実に反映し、計画自体も棚卸しを推進してまいりたいと存じます。

さて、その制度課題をご説明する前に、幾つか前提的な視点を示させていただいております。2 ページ、エコ・コンパクトシティとは何ぞやということです。

ここでは囲みの中に、先の小委員会の報告書の定義を掲げさせていただきました。若干物理的な記述となっているわけですが、このページの下半分におきましては都市計画の制度を議論するに当たりまして、これは特定のフィジカルな姿を押しつけるものではなく、地域地域で個別的な取り組みの積み重ねによって少しでも近づいていくといった実践的な概念ではないかという位置づけをさせていただきました。

この最初の丸のところの、「都市の容量拡大と宅地等供給促進を図ってきたこれまでの制度運営を見直し」という記述につきましては、補足的に参考資料、A3の別とじになっているもので上に藤色のラインがある「(参考) 都市計画制度をめぐる状況と課題の変遷」をごらんいただきたいと思います。

これは、都市計画制度の現行法制定前後からこれまでの流れを概観する趣旨で、少しデフォルメがあるかもしれませんがまとめてみたものでございます。こうやって眺めてみますと、場面転換と申し上げたわけですが、ほんとうは今までも一色というか、今までは開発一辺倒で、これからはそれをひっくり返すんだというほど単純なものではございませんで、これまでも山あり谷あり、あるいは既に変化の芽が相当古くからあらわれている面もあります。ただ、全体としては大枠から詳細へという流れ、これはトップダウンからボトムアップという意味もありましょうし、量的な充足から豊かさや質へといった、だんだん左上から右下にかけてのトレンドがあらわれていると思います。

ここでは、中ほどの黄色い四角の上のほうですが、土地利用計画については平成初期、用途地域が12種類に細分化され、具体的に塗り直された、初期の宅地並み課税などの懸案に一定の結論が出たところ、制度のひとまずの完成期と位置づけさせていただいております。それを受けまして、それまでの都市計画法の制定改正というのは、いずれも



地価高騰などを受けまして、都市計画はとかく身近なまちづくりの手段だとか言われるわけですが、むしろ国土政策や土地政策、土地対策との密接なかかわりのある制度改正だったと思います。

その後は各種の政策課題への対応措置、あるいは具体のプロジェクト推進的なメニューの条文を追加するという改正に連なりまして、現在に至る流れは、中ほど白い矢印でございますけれども、「まちづくり」の比重の高まりとすることができます。分権論が展開されたのも、こういうトレンドに対応したものと認識しております。

ここで1点、ちょっと気にとめていただければと思いますけれども、資料の下のほうに對比させていただいた記述に関しまして、先ほど申し上げましたように国策的な改正は急激で大きな社会の変化、あるいはダイナミックな経済の動きを受けたものであるのに対しまして、現在置かれているポジションは、人口減少期への転換ではございますけれども、制度的に何か直ちに急激になっている状況ではないんじゃないかと。確かに、建築紛争などは現実に発生しております。これは規制が緩いとか制度が問題だと言われることも多いわけですが、実は立地規制あるいは高さ制限、都市計画の手段、手続まで、制度的にはほとんど手を打つためのツールも用意されていれば権限も与えられていることで、こうした運用の問題には、動機づけという制度問題が浮上する可能性もありますけれども、実は制度を変えなくても運用で対応できるものは、本来分権の趣旨を生かしてどんどん対応していただければよいわけでございます。

これに対しまして、今日の制度的な問題は、実は今困っていなくても、将来確実に困ること。やってもやらなくても当初はさほど違いはなくても、将来大きな違いになるであろうこと、そういう構造的な問題を取り上げていく必要がある。こういう問題へのアプローチは、秩序刷新というよりは、骨太感はないかもしれませんが個別的実践的アプローチがなじむと考えているところでございます。

その意味で、先ほどの資料の記述ではございませんが、人口が縮小するから今後開発は不要という乱暴な議論はできませんけれども、明らかに空間拡大的あるいは供給対策的な政策はどこかでずれてくる蓋然性が高いと認識しております。

エコ・コンパクトシティはそういう文脈で認識しており、場面転換と言いましても、今直ちにこれ以上の開発を否定して縮退を成すという単純なものではないことを補足させていただきます。

それから、近時の改正につきましては、都市計画決定権者である地方公共団体との関係

では、メニュー、オプションの追加という側面が多く、いわば授權法でしたけど、今回の総点検はある種悉皆的な面がございます。一定のルールや義務づけといった議論が避けられない。そういった相違も横たわっているのではないかとさせていただきます。

通常ですと、制度改革の検討の前提となるような状況説明ですとか、データの解説を第1回目にさせていただくべきかもしれませんが、今回はビジョンの取りまとめが既に行われて、方向性が整理されておりますし、その上でエコ・コンパクトシティを取り上げているという理解で、そのあたりの説明を割愛させていただきます。

それでは本体資料に戻っていただきまして、3ページです。これは、個別具体の取り組みと先ほど申したものが、どういうものなのか。考えられそうなものの1つは、建物の更新の誘導という切り口があるだろう。その内容としては、純化よりも混合化や複合化のトレンドがあるだろうとか、あるいは建築行為の反射的・付随的な扱いではないオープンスペースの位置づけといった観点で掲げたものでございます。

4ページはそれを見ながら、こうした動きを伸ばしていくためには、個別性・地域の選択への対応ですとか、あるいは計画の的確な見直し、それから規制にとどまらない新発想が必要ということを掲げております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、具体の制度課題の例示と検討の方向性について、5ページから6ページに掲げさせていただいております。

まず、これまでご説明したことの要約としまして、持続可能な集約型都市構造化のための政策に転換するという基本方針を明確化したいと思います。その上で、冒頭ご説明しました制度課題について例示をさせていただいているところでございます。

まず、どうしたらこうした具体の取り組みをうまく盛んにしていくことができるだろうか。最初にそのために、やはり分権化の徹底が必要であろう。ただし、部分最適に陥らないための調整のあり方、そういったことのあり方を取り上げていきたいと思っております。

現在並行しております政府レベルでの分権の検討、動きに対応した審議事項ですけれども、言われたからやるのでもなく、また、言われたとおりに言われた範囲内でやるのではなくて、真剣にあるべき姿を考えまして、場合によっては指摘されない事項を含めまして議論させていただければと存じます。

次の丸ですけれども、ボトムアップ型の調整の場、あるいは誘導機能を発揮するためのマスタープランのあり方、あるいは決めっ放しの都市計画ではなくて、的確な修正が加えられるためのルールの問題を取り上げたいと思っております。

こうしたことによりまして、都市計画が一種のマネジメントツールであるという、本来そういう性格があるべきだと思うんですけれども、そういう本来の性格を改めて獲得させていくことになると思っています。

このマスタープランにつきましては、実態としても制度的には後で整備されてきた事項でございます。今までどちらかという、後づけの作文的なイメージもございまして、個別の計画よりも、どうも住民手続における反応を聞きますと、低調であると耳にすることもありますけれども、これを実施するための取り組みは、制度対応というよりも運用面の大きい事項でもございますけれども、都市計画をどうにかして再活性化していきたいという課題の中心に位置づけられると思っています。

それから、分権との関係では、実はこれは自治事務ですし、本来一般則というか情勢適応の原則に基づいて、計画見直し義務というのは抽象的には当然存在するだろうと思えますけれども、だから、国としては自治事務なので口出し無用となるのかどうか。

それでは、例えば長期間着手されず、実現のめどがはっきりしないような計画が実はあるわけですが、そのまま権利制限を及ぼしながら見直されていないとはどういうことなのか。これは、昔、前の制度で、大臣決定で自分が決めたものじゃないからという言い分があるのかもしれませんが、いずれにしても運用にゆだねて済む話とも言えないと考えております。

以上、こういった観点、どちらかというと手続的な問題とも言えますし、仕掛けは継続検討課題も出てくるかもしれませんが、本来すぐに対応できるものが多いし、少しでも早く対応したほうがいいと言えるのではないかと考えています。

それから、6ページの上に※でございますように、現在来年予算の要求の検討作業を行っておりますけれども、集積の核となることが期待される拠点整備や集約の誘導について、包括的支援策を検討しております。こうしたものがまとまれば、あわせて打ち出しをしまいたいと思います。

それで、第2回、第3回と書いておりますが、少し固まりということでは分けまして、今後順次議論をお願いしたいと思っています。

次に、主として土地利用に関する論点につきましては、関連制度との関係を含めまして幅広く慎重な検討が必要な事項として、2つの丸、計画体系面と規制誘導手段面に分けて記述をしております。これらは、都市計画法を単独で論じるというより、関連する制度とのかかわりのもとで、総体的全体的に論じるべきだと考えておりますけれども、それで調

整に時間がかかりますというだけではなくて、先ほども申しましたけれども、現状で直ちに問題とも言えないけれども、将来漸次確実に問題化するであろう事項。問題化してから取り組むのじゃなくて、先行的に措置する。ただ、拙速な対応は混乱のもとになる。あるいは目の覚めるような革新的な仕組みを導入するよりも、大局観を持った個別解の積み重ねに活路がある。こういった認識から、できれば順次、年内には議論をスタートいたしたいと思いますけれども、その制度論や具体論のまとめに至るには数カ月という期間ではおさまらないと考えています。

これらの問題につきましては、論点的なものの取りまとめを行った上で、来年さらに具体の制度論を詰める形で、急ぎつつも着実に進めていければと考えている次第でございます。

まず1つ目の丸ですが、基幹制度であるところの線引きについて、特に市街化という概念は生産緑地など一応の区分けはございますけれども、区域の性格づけとしては全面的に土地利用転換されていくイメージを残しております。その上で、農業政策と切り離されているといったもの。

それから、その反射的なものとしての市街化調整という概念。法律上は市街化を抑制するとありますけれども、実は制度化の経緯を見ても、開発順序の問題で、永久にというよりむしろ当面という性格が与えられております。こういったものも見直し対象だと考えております。

ただ、線引き制度見直しだけが見出しになりますと、将来線引きが廃止なのか、自由に開発できるのかという誤解を受ける可能性もございますので、下のほうですけれども、市街地の無秩序な拡大を抑制する機能が引き続き必要であり、維持するという現時点での考え方を付記させていただいております。

いずれにしてもこの部分、結果的には大きな変更に至る可能性を持ちつつも、最初から改正のための改正ではなくて、現実的にワークしている事項でもございますので、現行制度の活用、改良含めまして、現実的なところから改革の議論をしていくという方針で臨みたいと思います。

次の丸です。集約という課題については、実は規制を主体に、規制強化で対応するという考え方もあるかもしれませんが、経済的には角を矯めて牛を殺すとなってもいけないと考えております。したがって、インセンティブとか規制のちょっと手前の誘導調整手段を豊かにしていく。現状でも条例や要綱、いろいろ自治体独自の動きもあり、そ

ういうものに追随する面もありますけれども、新たな趣向の知恵を出していかなければならないと考えております。

以上、大きなところでイメージを例示させていただきました。

なお、この時点で調整が整っておりませんでしたり、まだ、制度的な確信を持つに至っていないために明確に記載していない項目の一つといたしまして、ビジョンでも言及されております、例えば都市から農村に至るような土地利用計画の一貫性をどのように形づくっていくのかという問題。これは先日農林水産省とも連携をいたしまして、事務的な勉強の体制も組み、今後やっていこうとしているところでございます。そういった検討の成果を踏まえながら目指していくことを考えております。

また、新たな仕組みでは、建築的な土地利用と非建築的な土地利用を共存共生していく文脈では、例えば集約して高度利用を進める、中心部の開発利益みたいなものを保全すべき緑地等の維持管理に何らかし結合するメカニズムができないかとか、地域間の調整を受益負担ルールなどで透明化して位置づけられないかといった観点も、いろいろ思うところはございますが、ご意見を賜りながら勉強を進めてまいりたいと考えております。

以上が制度検討の方向性として、今の時点でお示しできる対応イメージを掲げさせたものです。

次の7ページ、次回、審議をお願いしたい議題について、簡単に触れさせていただきます。

小委員会の総点検の土俵設定としての制度課題は、なるべくこの小委員会では今後前の会の最後に予告編の形で提示をさせていただきまして、その土俵設定については次の回までに視点や念頭に置くべき観点、いろいろご意見やご示唆があると思います。こういったものをいただいた上で、それを踏まえて資料作成とか説明をさせていただき、なるべく論点を短い時間で掘り下げることができればと考えている次第です。

今回は1回目なので、2回目の分をここでご紹介させていただきます。次回は分権と調整といったあたりの議論をさせていただきたいと思います。観点としましては、単におろせばいいことではなくて、実際にこれまでせっかく分権してきたわけですがけれども、都市計画がそれによって活発化したのか、正直評価できないように思うんです。よりよく権限が行使されるために何が必要なのか、動機づけの観点としてまだ十分じゃないかもしれませんが、ここでは差し当たり権限をなるべく一体的に行使できるようにするというイメージを出しまして、具体のプロジェクトに応じて措置した都市再生特別措置法の例を

先行事例として掲げております。

分権化を徹底しながら全体の調和が保たれるようにというのが主要テーマですけれども、国と県、県と市の関係は必ずしもパラレルではございませんで、県と市の関係がばらばらというのはやはり困る、一体性がないとまずいと思っております。調整事項を狭めるというより、むしろボトムアップ的な調整がいかに円滑にできるかという問題なのではないかという観点を掲げさせていただきました。

それから、国の関与につきましては、線引きの農林調整などどうしてもこなしにくいものとか、国直轄の管理システムもございますので、そういうものに係るものを除きまして、原則としての考え方としては、個別計画に対する関与、同意付き協議については、大都市部だからという視点は削除して、広域的な整合性や国の利害はなるべく基準や方針をあらかじめ示しまして、マスタープランレベルで調整できるようにしていくべきという考え方を提示させていただいております。

これと矛盾しない形で、国のプロジェクトについては、もっとイニシアチブがあっているんじゃないかという観点も整理をしていきたいと考えております。

なお、箱の中にちょっとさらっと書かせていただいているところですが、一番下のポツ「条例との分担について整理」について、少し付言させていただきますと、あわせて都市計画制度で条例にゆだねられている項目が増加しているわけでございます。法律で全国共通に定められていて、一方、条例でカスタマイズするのが可能なもの、例えば、用途地域、基本的な制度としてはこういったものを見ても、相当のものが可能でございます。これを条例を使ってやるという法律上の仕組みもあるということでございます。

こういったものの法律と条例の役割分担につきましては、最初から条例に投げればいいんじゃないかという考え方も成り立ち得るのかどうか。法律に基づかない条例のあり方や、規制内容、規制手続といった考え方、こういった法律論や基本的考え方の整理ができればいいと思っております。

一番上のほうに①と掲げさせていただきましたけれども、現行の関与形式の中で、法令による義務づけなどにかかわることでございます。土地利用計画の議論をする前に、そもそも法律で枠組みをつくる必要があるのかという問題に突き当たる可能性もございます。法律による枠組みは除くということであれば、以降の審議会の議論が成り立ちませんので、先決事項としてその部分はこなしおきたいことでございます。

それから、一番下の箱ですが、以上のような考え方で全部貫けるのかという、修正原理

として市街地を拡大する可能性のある事項、これは先のまちづくり三法改正、大規模な集客施設の立地について論じられた事項でもございますけれども、加えて計画だけでなく、民間事業認可などの権限も含めまして慎重手続が必要なものについては、広域的主体のほうがベターではないかという観点を掲げております。

なお、以上のような行政内部の問題に加えまして、住民参加手続や提案制度の問題につきましては、恐縮ですけれども次回の審議事項のボリュームがどれぐらいになるかに応じまして、次回ないし計画の見直しとの関係で、次回以降いずれかに振り分けさせていただきたいと考えております。

以上、この7ページにつきましては、繰り返しになりますけれども予告編ですので、本日も議論いただくというよりも、次回までにご意見があれば承った上で、次回、基本的な考え方の論拠、制度の具体的な姿についてお示しをしながら、中身の議論を次回お願いしたいと思っています。

最後に8ページですけれども、当面の審議スケジュールでございます。来年1月に一次取りまとめを行って、所要の法案提出が行えるようにとして、大体月1回程度のペースでの審議をお願いしたいと存じます。

なお、ここでの議論と並行して、事務的には関係方面との調整や意見交換をさせていただきます。その結果、例えばですが、小委員会に関係者の出席をいただいてプレゼンテーションをお願いするとか対話するといった可能性もあることも考えてございます。

次回、次々回の審議事項につきましては、先ほどご説明したとおり、早急に措置すると考えている分権の関係、あるいは計画の見直しといった関係ですけれども、ご議論を踏まえながら主として地方公共団体の事務にかかわりますので、地方公共団体との意見交換も当然行っていきたくて考えているところでございます。

説明は以上でして、本日は第1回ですので、全体的な事項につきましてはご意見を賜りまして、7ページの予告編につきましては、時間がございましたら本日コメントいただいたり、時間がございませんようでしたら次回までに事務局にコメントを寄せていただきたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問がありましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

【A委員】 すいません、最初に発言させていただきます。といいましても、何を言うかよりも、第1回ですから発言することに意味があるんだと思ひまして、その程度でございます。

全体として、この大きなトレンドの中での今回の作業の基本的な姿勢、固い特定の政策目的を推進するための強力な制度手法ということではなくて、大体できあがってきている現状を前提にしながら、それをいかにサステナブルに、かつ細かいところをよくしていくかという方向はよくわかります。

そのためには、個別という言葉がやたらと出てきますが、小回りのきいた現地の事情にあった対応のできる制度も考えていくことも賛成であります。それが例えば地方分権とか、市町村中心とか、規制手法としても固い規制から誘導的な方向へと、あるいは合意による取り決めということも、そういう方向なんだろうと思ひます。

それと、個別というのは、地域ごとに個別であるだけではなく、時間軸、である時期にはこれでよかった、しかし次の時期にはまた違っている、そこも細かく分けて考えていくということで、何となく全体が思想的に一つの方向を向いているのではないかと思ひます。

さらに個別ということをもう一つ考えますと、いろいろな制度を実験的にやることとなりますが、例えば、市町村に渡してしまったが、しかし、やっぱりちょっと無理があるというときには、市町村からまた国なり都道府県なりに何らかの形で支援を求める、あるいは肩代わりを求めるような、柔軟性のある仕組みを考える必要があると思ひます。

雑駁な、一般的な印象でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。

【B委員】 今回、エコ・コンパクトシティと言葉の好き嫌いはいろいろあるとしても、非常にわかりやすい集約型の都市構造を目指そうという、基本的な方向で何か共通する認識があるのはとてもいいことだろうと思ひます。で、こういうこれは出てきておりますので、やはり議論をなるべくベーシックなところを補強する形でやっていくのが、非常に進み方としてわかりやすいのではないかと思ひます。

ただ、非常に重要な概念だと思ひますが、2ページを見ますと、何か交通のことしか書いてなくて、どうも書いていらっしゃる方自体が随分思い込みというか……私なんかやはり緑地ですので、エコといったらやはりエコロジー、自然環境とか大気とか自然のインフラをどのように……都市と農村、都市と自然と言ってもいいかもしれません、そう



いう香りがあまりしないんですね。

次の3ページを見るとそれはますますはっきりしまして、施策の方向として建物、土地利用、オープンスペースということですが、このあたりが非常に弱い書き方になっております。

おそらくエコ・コンパクトシティというのは、この前段で21世紀環境立国宣言の中に、前の低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、もうどこでも出てくるんですけども、おそらくその3つの考え方が、一つの都市像としてどうあるべきかと、非常にわかりやすい表現として出てきているんだろうと思います。ですから、その背景には低炭素化、循環、自然共生という非常に大きな地球環境時代の目線があると思うんです。

だとするならば、施策の方向性に関しては、建築物、土地利用、空地よりは、今申し上げたもう少し地球環境という時代の都市計画が目指すベーシックなところから施策の方向性を立ち上げたほうがわかりやすいんじゃないかという気がいたします。

それを踏まえて、私は緑地のほうですので、先ほど、すぐにできることと長期的なこと、長期的なことに関してはもちろん線引き問題です。これをどうするか。それから都市計画区域、実際中途半端なところに線が引いてあっても何も役に立たないという都市は幾らでもあるわけで、都市計画区域自体の問題、それから線引きの問題、それは非常に大きな議論でございますので、長期的にやる。

で、来年何かできるのかと今、ちょっと思っておりますと、やはり低炭素化社会として温室効果ガスの吸収源として都市の緑地をどう見るか、そのあたりのところが、少なくとも都市に関しては非常に弱いんです。山奥に関してはいろいろ言っていますけれども。もう少し細かく見て、アーバンバイオダイバーシティという観点から都市に緑地をきめ細かく見ることによって、あまり巨大な財源の支出ではなくて、わりにきめ細かく少しだけでも、非常に多くの方に地球環境の改善に向けて、自分も参加しているのだという実感を共有することができるような施策でしたら、おそらくすぐに可能じゃないかという気がいたします。

ですから、大きな話と小さな話と両方やっていくというこの検討会のやり方に関しては基本的に賛成ですし、いろいろな知恵を出したいと思っております。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

何かありますか。

【事務局】 空地の位置づけが弱いことにつきましては、ちょっとスペースが小さいということかもしれませんが、先ほどご説明いたしましたように、どちらかというところから反省に立って、建築的な土地利用を何となく中心に考えてきたのだけれども、その反射的という位置づけじゃなくて、空地は空地として考えるし、それから建築的な土地利用と非建築的な土地利用をつなぎ合わせるような見方にするとか、いろいろそういったことも考えていきたいとしておりまして、決してそうならないようにしたいと思います。

ちょっとまだ制度的な確信がございませんで、そのところはあらわれていないということで、今後また勉強していきたいと思っております。

【委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

【C委員】 私は民法をやっているのですけれども、現在の全体的な社会構造の変化に関心がありまして、世界的に今までの社会構造が大きく変わって行って、新しい法学のパラダイムが要請されているのではないかといろいろなところで感じております。

都市計画の分野でもおそらくそういうことでしょう。今までのタイプの都市計画は、基本的に右肩上がりというか、社会が成長していく部分をどのようにコントロールしていくのかを課題にしていました。どこの国の都市計画でもそういう発想だったろうと思います。経済の面でも人口の面でも右肩上がりの時代が終わった現在、そのような発想の都市計画法制を大きく変えていかなければいけないことが差し迫った課題になっているのだらうと思っております。そういう点で今回の改正の展望はまさにそのような喫緊の課題に対応するもので、このような方向はどうしても考えていかなければいけないものだらうと思っております。

そのキーワードとしてエコ・コンパクトシティが提示されているわけで、これは、現時点でのパラダイム転換を表現するものとしては、適切なキーワードだらうと私は思っています。見方によっては当たり前じゃないかということもあるかもしれないですし、先ほど説明の中では新しい考え方とも言えないということが指摘されていたわけですが、それでもやはりこのような、議論におけるいわば準拠点のようなものをセットして、それを議論の際に常に参照していくことは非常に大事なことだらうと思っております。

そういうことを申し上げた上で、この新しいコンセプト設定が持っている意味を、何点か私なりに申し上げます。3点あります。

第1は、こういうコンセプト設定レベルでの大きな転換は手続レベルでの大きな転換と結びつかざるを得ないだらうということです。この点は、これは今回のご提案の中にも非

常に明確に出ていると思います。簡単に言えば、トップダウン型の都市計画はもう描くことは難しかろうということでございます。

世界的にも、都市計画法制の基調は、分権型、参加型に大きく移行しているということもあります。さらにいえば、エコ・コンパクトシティというコンセプト自体が、トップダウンと適合しないという点があります。トップダウン型というのは、一定の都市イメージを前提として設計主義的な考えに立って都市をつくっていくことになるわけですが、エコ・コンパクトという場合は、もちろん方向自体は一定のものが前提になるわけですが、その具体的内容については、下から、ボトムアップ型で多様な形を積み上げていかざるを得ないと思います。その点は今回の提案の中にも非常に色濃く出ていると思いますし、私はそのような方向に基本的に賛成でございます。

2番目ですが、エコ・コンパクトシティを目指す場合には、民間の力なども活用していかなければいけないわけですが、インセンティブをどう発揮させていくのか、インセンティブをどこに求めていくかが非常に難しい問題になるだろうと思います。つまり、従来型ですと規制が中心の都市計画ですが、コンパクトという場合、もちろん規制もこれはこれで大事な話ですが、同時に都市をつくりかえていくことが求められると思います。

そうしますと、どういうインセンティブでそれをやっていくのか。従来ですと地価が非常に大きなインセンティブを発揮させるファクターだったと思いますけれども、このあたりをどう考えていくのかというのは、真剣に考えていく必要があるのではないかと考えております。

ちょっと横道にそれますが、今、地価と言いましたけれども、地価問題がこれからどうなるのか。今回の文書に一言も地価の話は出てこないんですが、これはどう考えればいいのでしょうか。もう地価高騰はないと考えるのか、自分でもまだよく考えを詰め切れませんが、そのあたりもう少し考える必要があるかとも思っております。

3番目、最後ですが、エコ・コンパクトでやっていく場合には、都市計画という概念の見直しが必要になるのではないかと考えております。エコ・コンパクトといった場合、いろいろなところにいるいろいろな問題があるわけですが、例えば、深刻な問題として中山間地の問題があるわけです。これは、今まで都市計画ということではあまり入ってこなかった問題だろうと思いますけれども、これからそのような問題についても都市計画というか、エコ・コンパクトでは考えていく必要があるのではないかと。そうすると、それ

にふさわしい都市計画概念を立てていく必要があるかと思っております。

たしか農水省との連携も考えながら、計画自体、従来の考え方よりもう少し広い形で考えていこうという方向で検討されているとも聞いておりますけれども、そのような方向が非常に大事な課題になってくると思っております。

以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

どうぞ。

**【D委員】** 3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は感想ですけれども、エコ・コンパクトシティという基本的コンセプトで都市計画法の改正というか制度改正をやっていく場合に、価値観を固め過ぎている気が若干しております。

基本的に、環境のためだけに都市があるというよりは、もう少し価値が多様なものだと思います。例えば経済成長を支えるとか、いろいろな多様な機能が果たす部分が私は大きいと思います。エコじゃない都市は許容しないのか、コンパクトじゃないと許容しないのかということは多分ないと思います。おそらく、もう少し多様な都市像や都市観念を多様に発揮できるような制度づくりだと、私は受けとめています。

ただ、その中でもエコ・コンパクトシティについてかなり主たる制度改正や制度検討の動機があるのは間違いないわけです。これに先立った小委員会のビジョンの報告の中を見ると、全体の方向性としては分権化された形で都市計画決定権者、非常に身近な行政主体に対してできるだけビジョンをきちんとつくって、そのビジョンに従ってグロスコントロール、成長管理をやりやすい制度をこれから考えていく方向じゃないかと私自身は受けとめています。

それを前提にして2点ほど申し上げたいことは、1つはやはり地方公共団体や都市計画決定権者が間違いリスクをどう管理していくのかだと思います。ビジョンをつくってそれに合致したいろいろな規制とか制度とか、あるいは都市計画を運用していく場合に、かなりパターンリスティックな価値観の押しつけをすることにはならないだろうか。過剰な規制、グロスコントロールについては、都市全体の地価の資産価値を下げ、かえってマイナスだという実証研究もありますので、市場との対話は必ずやっていかないといけないんじゃないか。要するに、自分たちのビジョンを押しつけるのではなくて、マーケットと対話しながら都市計画の中身を変えていくことが多分必要だろう。

この中には、都市計画の随時見直しは含まれておりますけれども、それは統計で見直すよりは、どんなところでどんな開発ニーズがあるのかは、開発許可制度とか、かなり柔軟に開発を認めていくような、あるいは場合によってはそういう生の情報が入る仕組みが必要になってくると思います。私はその線引きの見直しとか、開発許可制度の見直しは、開発を許容するよりは開発の情報が少なくとも行政機関に入るようになっていて、それでマーケットと対話しながら見直していく姿勢は必要じゃないかと思います。

2点目は、分権化された中でグロスコントロールをやっていくのは、分権化しないほうがいいということは、ある点としてはあると思います。何を言いたいかということ、都市圏全体を統括するような都市計画決定権者は、今日本ではあまりいないわけです。非常に大きな都市圏の中で小さな行政庁、市町村が都市計画決定権限を持っている場合があると思います。

そうすると、グロスコントロールをするということは、人口の外部不経済みたいなものをコントロールすることになりますので、かなりきつめの都市容量や人口容量を設定することは、別のコミュニティに対して人口を押しつけてしまう。人口が増えることによる外部不経済を押しつけてしまう可能性がありますので、都市圏全体を総括的に見る都市計画決定権者じゃなくて、都市圏の中に都市計画決定権者が分立することは、人口増加における外部不経済を他のコミュニティに押しつけるという戦略的な行動が起きるとされております。

そういう分権化された形でグロスコントロールすること自体の弊害が、結構いろいろなところで指摘されておりますから、こういう成長管理を分権化を基本にして導入するのは、都市圏全体の横の調整をかなり綿密にやらなければ、成長管理競争——よく福祉競争というのがあって、福祉レベルを上げると低所得者が流入するので、福祉の切り下げ競争が始まると言われておりますけれども、そうじゃなくて、成長管理競争みたいなものが起こることも理論的には予想されますので、都市圏全体の調整を行うような仕組みをぜひ考えていただきたい。政府間の戦略的な相互作用とできるだけ不整合にならないような調整の仕組みを、ぜひともあわせて導入していただけたらいいと思いました。

以上です。

**【委員長】**     ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。どうぞ。

**【E委員】**     今回の文書の中では分権化が1つの大きな柱として重視されているわけで

すけれども、もちろん地方分権が非常に重要で、各自治体がそれぞれの地域の特性に応じて、可能な範囲で自由にまちづくりができる制度仕組みをこれからどんどん拡大していく必要があると思うわけです。同時に、地方分権を語る際には、常に国の役割というか国が何をすべきかが他方では非常に重要な課題になると考えます。

既に何人かの先生方も発言されていますように、国として広域的な、あるいは国の利害にかかわるプロジェクトに責任を持つとか、あるいは、もちろん市町村との関係では都道府県も入ってきますけれども、広域的な調整の責任を持つことも大きな課題です。同時に、都市計画の中身について国が示すべき指針、方向づけは非常に重要なのではないかと私は思っております。

おそらく今回提起されたエコ・コンパクトシティとか、地球環境問題への対策という問題意識は、そういった中身にかかわってくると思います。私も、都市計画においてコンパクトシティを実現する必要があることは、国の意思、国の指針として明確に出す必要があると思っています。

また、しかし同時に、ある意味では地球環境問題というのは近年特に強調されるようになってきたわけですが、事、都市計画との関係、あるいはまちづくりとの関係で言うと、我が国の都市計画とかまちづくりが必ずしも市民の生活にとっての良好な住環境——緑の問題とか公共施設の整備状況とかすべてを含めた意味で良好な住環境とか、あるいはアメニティを十分に確保し得るものじゃなかったとは、従来から言われてきていることであります。これも、国の一つの意思として良好な住環境とかアメニティを向上させる方向性を示すことが重要ではないかと思っています。

そういった地球環境問題に限定することなく、都市環境の向上は掲げ続けてほしいというのは1つ言いたいことですが、同時にその場合、都市計画における理念や中身、質の実現をする際に、1つ重要なポイントになるのが、今回も提起されておりますマスタープランだと思うわけです。

これは都市計画法の十何年前かの改正で、我が国でも登場したものでありまして、当時は非常にこれが注目されて、これからの日本の都市計画の重要な柱になるという位置づけだったんですが、先ほど事務局の発言でもありましたように、実はなかなか地についたものになっていない現状があるかと思っています。

しかし私は、抜本的な都市計画の改正をする際には、マスタープランをいかに活性化するか、あるいは再活性化するかが一つの重要なポイントであると考えます。そのための仕

組みをどのように構築していくか、あるいは再構築していくか、さらに足りないものを補っていくかがやはり重要な課題なのではないかと思っています。

参考までに、EU諸国などでは2001年のEU司令、ディレクティブの中で、例えば広域的な都市計画や国土計画なども含めて、環境に対して一定の影響の及ぶような計画や政策文書などについては、何らかの形での環境アセスメントを実施すべきであるといったような司令などを出しまして、おそらくEU諸国は、それを国内法とするために一生懸命だと思えます。

これは外国の話ですから、すぐには参考になりませんが、EUがそれを取り上げているのは、まさに地球環境問題とか住環境、アメニティの向上という、ある意味で普遍的な目標のもとにやっているわけで、おそらく国境いかんにかかわらず、我が国でも重要なことではないかと考えます。

環境アセスメントや、それに伴う市民参加なども含めて、例えば広域的な計画などにもそのような仕組みを取り込んでいく形で、何らかの活性化が図れないか。もちろんそれだけで十分かどうかは別として、そういった発想も必要なのではないかと思っています。

以上です。

**【委員長】**      ありがとうございます。

どうぞ。

**【F委員】**      私も今日は1回目なので3点ほど、わりと全体的なお話をさせていただきます。

1点目は資料4の参考1というA3の大変よく整理されている資料ですがけれども、下に現行都市計画法の時代は「急激で大きな社会的変化」、これからは「漸進的だが長い間に大きく確実な変化」で、「国主導の構造的対策」から「地域の創意工夫による個別取組の支援と方向性明確化」。この大きな枠組みは私もこのように思います。

ただ、ちょっと注意を喚起しておきたい意味では、漸進的ですが長い間にはほんとうに大きな確実な変化で、とりわけこういうものは、気がついたときにはどうしようもなくなっているのがよくある話で、その意味では、今結構緊急に対応しないと将来の変化に対応し切れない——地球環境問題なども地球環境問題の専門家は、ここ数年ぐらいが勝負時で、漸進的な変化だから漸進的に対応していればいいものではないと言われている方も結構いらっしゃるんです。その意味では、国主導の構造的対策も視野に入れておかなければならないとは思っています。これが1点目です。

2点目は、この小委員会の中の検討で、早急に取り組むべき話と、線引きのように他省庁との関係等もございますし、中長期的に検討しましょうとして、それはそういうことだったと思います。けれども、実はその中間に、結構いろいろやれそうなことがあるのではないかと考えています。

例えばマスタープランも、地域でお手伝いをしていると、いろいろな都市計画に関連するマスタープランって、緑の基本計画にしろ、住宅マスタープランにしろ、たくさんあって、ほんとうはそういうのは、さっきE委員が言われたようにマスタープランの機能を強化するという意味で、1つにまとめる。中期と短期との間ぐらいのスパンで少し検討することで、計画制度がよりわかりやすくなったり、あるいは実際の実務でもそうやってもらったほうが簡略でいいということが幾つかありそうな気がしています。

ちょっとそれよりは話が大きくなるかもしれませんが、D委員が言われたような、例えば大都市圏計画と都市計画はどうするのか。国土計画までいくとちょっと距離間がありますけれども。そのあたりも、線引きまでの長期じゃなくて、もう少し短い間ぐらいで何とか対応できないかというのが2点目のコメントです。

3点目は分権のことです。これは早急に対応しないといけない事情があることも承知しており、国と都道府県と市町村という間の行政間でどう権限を配分するかが中心的な議題だと思うのですが、もう一步進んで、いわば権限の引き算です。引き算はありという話は課長のご説明にもありましたけれども、民間と行政の間で権限をどう配分するのかは、少し視野に入れておいた方がいいんじゃないか。

つまり、もう行政は許認可の形、権限を持つ形ではタッチしないという部分は少し視野に入れて検討してはどうか。提案制度はそれのいいとっかかりになると思うけれども、ぜひそこら辺まではお願いしたいと思っております。

以上です。

**【委員長】**      ありがとうございます。

ほかに、何かありますでしょうか。どうぞ。

**【G委員】**      検討事項（案）の資料の3ページに、参考として「エコ・コンパクトシティをめざすための施策の方向」、その後にはさらっと何気なく括弧して「(空間利用面の対応例)」と書いてありますけれども、これはやはり一番最初に指摘がありましたけれども、ここに書いてある3項目だけじゃないと多分これで言っているんだと思うんです。意識するとせざるとにかかわらず、例えばEUがスペシャルプランニング、空間計画を唱えたとき



に、都市計画を都市計画だけではなくて、教育とか福祉とか経済とか総合的に考えて議論しようという呼びかけをやったと思うんですけども、そういう意味にこれをとらえたいと思います。

同様な意味で、エコ・コンパクトシティのうちのコンパクトシティという基本部分は、やはりスプロールしない点に重点があるわけであって、都市を縮小していく意味ではないだろうと思います。むしろ機能面を考えているのだと思います。

例えばロンドンプランで、ロンドンはコンパクトシティを目指すとして2004年に宣言したときに、人口はこれから増やしていく、住宅は毎年3万戸ずつ増やしていくことを、その中身として言ったわけです。意味としては、グリーンベルトを絶対に侵食しないという宣言を改めてした点にもあったと思いますけれども。

そういう意味でコンパクトシティは、もちろんこじんまりとした都市という意味で使われることも多いわけですが、この場合はそういう意味ではなくて、今、世界的に大抵そう使われている、複合利用とか多機能とか高密度とかいった概念のほうを意味しているのとらえて、議論を出発させたいと思います。そう考えると、都市計画法の全面改正がなぜ必要になってきたかもわかりやすいんじゃないかと思います。

私は今の都市計画法の昭和43年のとき、既に実務に就いておまして、そのときの印象からすると、本来的な制度のあり方よりも、当時の新しい都市計画法で、1つは調整区域で、1つは都市施設をきちんと都市計画決定していく点の2つが非常に印象に残っています。だから、実務的に言うと、開発審査会ですごく忙しかった記憶があります。それから、都市施設の都市計画決定ですごく忙しくて、例えば都庁などは都市計画局の施設計画課長は6年異動できなかつたことが当時あったんです。こちらのほうはほとんど忘れられていて、それはそれで構わないと思うのですが、問題はゾーニングがうまく行ったかどうかという点が問題だったんだと思います。

さっきのコンパクトシティという概念からいうと、多機能利用であり複合利用ですから、そうすると用途地域を基本とするゾーニングではないとなりますので、当然基本的な考え方が変わるんだと理解したほうが良いと思います。

だとすると、それはまた平面的な土地利用計画が中心なのではなくて、都市を機能として考えていくことだと思います。それはなにかんづく大都市の問題と地方都市の問題とそれぞれに微妙に違う側面もあるし、共通した側面もあるのですけれども、この委員会では大都市の問題と地方都市の問題、両方を考えていかなければいけないと思います。

そうすると、具体的な問題としては、都市再生法はどうするのか、この都市計画法の制度に組み込むのか組み込まないのかというのも、中心論点ではないかもしれないけれども、大都市の分野では1つの問題点になるのかなと思います。

それから、資料7ページの下の箱に、分権のところでは次回の論点がありますけれども、この中では広域的な影響が大きい問題についても広域自治体的な主体が扱うこととするべきではないかという議論も、当然出てくると思います。その辺は次回、申し上げたいと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。どうぞ。

**【H委員】** 段取りみたいな話で、この小委員会の検討事項の話があるんですが、それと参考資料の3の都市政策の基本的な課題と云々という報告がありますけれども、これとの関係はどうなっているんですか。これの一部を引き受けるのがこの小委員会という理解でよろしいのでしょうか。

**【事務局】** 本来的には全部を引き受けることですが、冒頭ちょっと申し上げたんですが、エコ・コンパクト以外にもいろいろ姿ははっている。それは受けるんですけども、場面転換みたいなことで、悉皆的というか全体にわたるものとして一番シンボリックなのはエコ・コンパクトなので、それはそれでやりましょうと。

それから、この大判のやつで見ると、先ほどのD委員の話にも通じるんですけども、多分、都市再生とかいろいろ出てきている中で見れば、例えば安心とか安全のところは共通的なものかもしれないですが、むしろどちらかという特定の課題対応みたいな面もあって、それは都市計画ということもあるし、むしろ別のものとして、今、別に決めているわけじゃないので、そういうものが出来ればそれは検討します。それは、資料6ページのその他特定の課題に対応した云々でも、一応受けられるようにはしたつもりなんです。

まずは、とりあえず大枠という意味で、エコ・コンパクトという感じじゃないかと思っています。一挙に全部できないものですから、とりあえず順番としてはそういう順番で考えたいということです。

**【H委員】** 何となく望洋としているんですけども、じゃ、今の話を受けてですが、雑駁なことを申し上げればいいんですよ。

まず、エコ・コンパクトシティという言葉ですが、先ほどB委員がおっしゃったのと同じ感想を持っております。この報告書を見ますと、エコロジカルな都市を目指すという表

現があるんですけども、この報告書自体もそうですが、書いてある話があまりエコロジカルじゃないことが多い。交通の話とかインフラ整備の話とか下水道がどうかいろいろな話が出てきて、そのあたりはスローガンと中身がそぐわないという感想を全体としては持っております。

こういう報告書は行政の文章なので、いろいろな背景があってこういう文章になっていると思うんですけども、何となく長いことこういう文章を見ていると不自然さだけが際立ってしまって、どうしてもっと素直に書けないのかと思いながら……。大体目指すところは結構美しい像をみんな共有して持っていて、そのためにいろいろ横断的な、あるいは課題的な対応が必要だとわかっているのに、組織になると全然そういうことが書けないんだよねという感じを強く持っていて、それはとても残念だし、不自然だなど、前提としては感じるどころです。

なので、エコ・コンパクトに関しては、もう少し内容をこの小委員会の中で充てんしていただいて、その言葉に合うような形で——ほんとうは国土交通省の所掌事務から外れる話も別に書いたっていいと思うので、書かれたらいいんじゃないかと思ったりしております。

じゃ、どうぞ。

**【事務局】** ちょっとよろしいですか。今お話しいただいたのは、ほんとうはもっともなんですけれども、ただ都市計画制度というところがとりあえず題材なので、都市計画を料理するときにエコ・コンパクトというものが出てきた話で、エコ・コンパクトをどうするかという議論じゃなくて、都市計画をどうするかですから、そういう意味では、私も説明のときには、何となく物理的な書き方だとは申し上げたんですけども、物理的な部分に足がかりがあるのはしようがないのかなと。

ただ、ビジョンでも書きましたし、今回もちょっと書かせていただいて、先ほどご指摘いただいたところにもつながるんですけども、4番の新たな観点からのという書き方がよくないかもしれないんですが、その次のポツのところ、フィジカルな器整備にどとまらないで、例がいいかどうかわからないんですけども、住みかえとか産業とか、こういうものと連携一体化していかなきゃいけないんじゃないかという、我々の側からの考え方で少し拡張していくことは考えていきたい。そうじゃないとあまり意味がないと思っています。

それから、エコ・コンパクトシティとは何ぞやと、いつも聞かれて私もちょっと閉口し

たところがあるんですけれども、これを追求することはあまり意味はないのかなと逆に思っています。というのは、定義を決めたところで、その定義をどうするかじゃなくて、どちらかというところ3ページに掲げさせていただいたように——これもちょっと偏りがあるというご指摘もあって、もうちょっと埋めれば良いと思うんですけれども、そういったことに少しでも近づいていくという意味で。

抽象的な問題、むしろ実践的な概念という意味では、2ページで長々と書いているんですけれども、要はエコ・コンパクトシティが何なのかに意味があるんじゃないかと、どちらかというところがこういうことなんだろという方向性をむしろきちんと示して、それに向けて接近しやすくしていくところに意味があって、内容は3ページのように雑多なものがあれこれいろいろ出てきて、そんなものを進めていくイメージだと思っています。

実は、エコ・コンパクトシティは何ぞやというところは、必要があればやりたいと思いますけれども、あまりそんなに突き詰めてもしようがないかなと感じは持っているんです。

**【H委員】** 何か開き直ったご説明だと思いますけれども、それはそれで了解いたしました。

じゃ、都市計画の特化して少し申し上げると、資料の4ページでは、各都市に置かれている状況によって個性的な都市を目指すというお話で、基本的には分権一直線みたいな感じで議論を立てられている。そのこと自体がいかどうかという問題はもちろんあるのですが……それはそれでいいんですけれども。

私、おととい六ヶ所村に行っただけです。大変な辺境の地だという偏見を持って六ヶ所村に行っただけですが、非常に意外だったことは、原子力産業だけで町ができていただけでも、全体として非常に人の行き来があって、交通量もあって、必ずしもコンパクトじゃないけれども、町自体は、夏だったこともあってきれいで、結構よろしいということがありました。

ああいう地方の過疎地域のまちづくりを考える題材としてはなかなか興味深くて、従前ですとコンパクトシティとして郊外立地を規制して商店街を活性化しようという話でやってきたんだけど、活性化してもいま一つ商店街のインパクトがなくて、私なんかは行く気がしないのもあって、ああいう形だけではなくて、いろいろなオプションがあったほうが良いということがまさに分権的であるし、地域の個性であるし。

それから、多分六ヶ所村の場合は国家的なプロジェクトがもともとあって、開発がありましたから、今のきれいな町ができていくところの前提は所有権が県にほとんど所有され

ていることもあって、その結果として、従前のモデルと全然違う形での地域振興としては、非常にある意味では成功していると強く思いまして、なるほど、そういう地域振興はあるんだなと思ったんです。

そう考えると、都市計画を考えるときに産業との関係が極めて重要で、そこは交通がどうかという話ではなくて、それをどう意識するかということと開発事業をどうするかということと関連してくるんだと思いますが、そういう話がなかなか出てこないのは、それにしても少し問題があると1つ思いました。

それから、そういう振興策としては、分権と言ったって、今、市町村になるべく特化するのはいいんですけれども、何でそうなっているのか実質的な理由は全然よくわからないんです。ほんとうは多分そうではなくて、国でも自治体でも、あるいは道州でもいいとは思いますが、そうじゃない余地を——決定権者をだれにするかということですが。

それから、いろいろな調整をやるとかいうことも、何か小さいことからこつこつやっていく手続ばかりが目立っていて、なぜその方向性でしか施策の方向性が出てこないかというのは、甚だ残念だという気持ちも込めて、コメントとしては持っています。

少し関連するのは、参考資料の小委員会の報告書でも、さっきエコ・コンパクトの話をしました。それ以外だと、国際競争力の話もせつかく21ページで出ているのに、ここも国際競争力のある都市をどうやってつくるのかというときに、その前提条件を提示するのは都市計画であるはずなのに、そういう形での切り口は考えておられないのかどうかという点はお伺いしたい。

**【事務局】** いろいろお話があったのを全部受け切れていないことがあるんですけども、一番最後から申し上げますと、国際競争力という話は、認識としては、まず都市再生とやり出したときにその話が出ていて、法律にもそれは書いてあると思います。

先ほどからお話の中で、大都市圏と地方都市とかなり状況はばらばらで、プロトタイプとしては全然違うものに——制度的にも実は一国二制度じゃありませんけれども、都市計画自体もそういう面もあるわけですが、そうでありながら何かごちゃ混ぜになっているみたいところで、先ほどご指摘にもありましたけれども都市再生特別措置法というのはある意味で、途中からまちづくり交付金とかはできましたけれども、一番最初はむしろそっちに光を当てた形があって、それはそれでその体系で伸ばしていくことなんじゃないかと思うんです。

開き直ったという話がありましたけれども、とりあえず都市計画というものが、実現手

段として規制がどうなるというところと組み合わせさせた制度ですから、その限界もありますし、産業とかのまちづくりという観点からの膨らみに欠けるというのはほんとうにおっしゃるとおりだと思いますし、そこはちゃんとやらなきゃいけないんですけども、ただ、土台としての都市計画、都市の議論が求められていると思っていますので、とりあえずそれはそれでちゃんとほかにやるという前提で、ここではどちらかという土台の都市計画の議論をまずさせていただきたい。

都市局の政策を、とにかくこの小委員会で全部凝縮して、これしかやらないということじゃなくて、ほかにも当然展開していくわけですから、今、おっしゃったことについてはこの小委員会でやることと、それ以外のこともあると思いますけれども、当然それは都市局として展開していくことになると思っています。

【D委員】 すいません、関連して。

【委員長】 どうぞ。

【D委員】 私なりにこのエコ・コンパクトシティの表現ぶりについて解釈したことは、私は非常に正直というか、こういうものなのかなと思ったんです。おそらく都市計画というのは、都市計画決定権者とか地方制度が持っている都市像を押しつけるとかいうものではないと思うんです。何を言いたいかというと、地方政府って所詮何をやるかというと、公共財を供給したり外部性を調整することしかできない話で、いろいろな都市像とか価値観を押しつけることは多分できない。

ということは、エコ・コンパクトシティの例として書かれているものは、要するに公共財の配置計画についてはこういうものを考えていると、ちょっと愚直かもしれないけれどもお話をさせていただいて、ただ、その背景としてどんな人口の移り変わりとか産業のイメージみたいなものを持っているかという、施設計画の背景となる都市像とかビジョンはなければ施設計画ができないのであって、それを持つこと自体は私は構わないと思うんです。ただ、都市像を直接的に押しつけることはおそらくあまり意味がない。

何を申し上げたいかというと、マスタープランを、こんなエコなものを目指しますという宣言だけで終わらせるのはあまり意味がなくて、施設計画の背景としてのビジョンとか人口予想とかを明示的に提示して、公開していることによって、現行の施設計画が前提となっている経済条件とか人口が変わってきたら、それこそ施設計画を見直す、つまり都市計画を見直す。

だから、政策評価とか都市計画を変えていく際のトリガーとしての機能をビジョンに持

たせるべきであって、あまりレトリックの世界というよりは、施設計画のバインディングな条件みたいなものを公開してやりますと。そこに意味があるんじゃないか。そういう意味では、おもしろくないけれども2ページの表現は、そのプロセスは書かれている、そういうことを前提にさせていただいているのかなと私自身は思いました。

【事務局】 ちょっと理解できていないところもあるかもしれないですけども、繰り返しになりますけれども、一応エコ・コンパクトシティというのは、ビジョンでは書いていましたと。我々としてはエコ・コンパクトシティを実現すると言っているのですけれども、それは1つの姿ではないと思いますという説明はさっきしました。それで1つの姿を押しつける——ただ、価値観は、もしかしたら、押しつけるという大変ですが、転換する意味で、全体としてそういうふうに掲げていくことになると思います。

そういう意味で、都市計画のかかわりとして2ページの最後に書かせていただいているように、要は個別の1つの像を結ばない、だからエコ・コンパクトシティ特有の土地利用計画があるとか規制があるのではなくて、すべての地域でそういったものに接近しやすくなる、あるいは実現の支障が排除される観点から、見直しの視点として掲げる、実践的な概念だということを一応言ったつもりです。

だから、おっしゃっていることはそんなに違わないと思うんですが、繰り返しになりますけれども、エコ・コンパクトシティが何なのかに時間を費やすよりは、どちらかというところに応じて制度論をどうするかということに進めさせていただければありがたいと思っております。

【H委員】 ちょっと関連して。

【委員長】 どうぞ。

【H委員】 地域の特性とは具体的にはどういう様相を想定しているのでしょうか。

【事務局】 すいません。地域の特性というのは、今のお話で出ているものであれば、すごく関連していて、大都市——大都市として出てくる話は、先ほどD委員がお話しになった、1カ所が引っ込んだらほかに迷惑する関係があるところもあれば、そうじゃないところも当然あるでしょうし、段階としてはまだ人口が増えているところもあれば、減っているところもあるでしょうし。それは、大都市と地方というだけでも違いはあるんじゃないかと思います。ただ、大都市の中でも別に目指すものがいろいろあっても構わないということです。

【H委員】 中身がね……。

【委員長】 どうぞ。

【B委員】 まだ発言されていない方が……。

【委員長】 いやまあ、時間も……。

【B委員】 よろしいですか、済みません。

何かみなさんそれぞれ夢を見ていらっしゃるような気がして……。ほんとうに心に描くようなものは、あまり実在していないのかもしれないです。やはり、限られた日本の国土ですから、一度いろいろ出してみても、順番に——次回は分権ということでしょうけれども、特徴的な町の現状を出してみても、頭の中にあるいろいろな価値観を壊すことをやるのが、共有するという意味では非常に簡単じゃないかなと。

みなさん非常に的確に、3つ言いますとかいうようにお話が上手なので、私も3つほど。それで退席いたしますので。

1つは、夢を見ていたってしようがないわけで、例のジーバースという方が「間にある都市」ということで、頭の中にあるような、都市と田園がきれいにあるような都市って地球上見たってもうないと。地球上の多くの都市は田園でもない、都市でもない、要するに間にあるよくわからない現象の中に埋もれているという、非常にクリーンヒットの本です。日本もそういう意味では、かなり夢を見ないで事実を見たほうがいい気がいたします。それが第1点。

第2点は、都市計画の検討ですので、先ほど90年の歴史とお話があったのですが、90年は大きく3つぐらいに分かれまして、最初旧法のときには、土地区画整理事業をつかって、都市施設をつくる手段をつかって、周りに関しては風致地区という、最近ではやらないですけども、風致地区がなかったら日本のいわゆる自然環境のいいところは今存在しないわけで、たくさん指定してきたわけです。これは大変な功績です。つまり、構造をつくった時代。

それから、戦後の高度経済成長で、構造も何もどんどん粉々になっていった。ですから、とにかくどんな小さいのでもいいから、緑から言うと何とか守ると。山のような財源との対応に応じて、変えるものは、まさに財源のふところ次第でありとあらゆる制度が出てきたわけです。だから、非常に複雑ですけども、逆に複雑であるがゆえに、いろいろなステークホルダーが出てきて、細々としたいろいろなものがモザイク状に広がっては、また分断の時代。

今です。これを見てもはっきり違ってきている。つまり、受け身の、落ち穂拾いの——



そういうことを私は言いたくはないですけども、受け身の時代から、オープンスペースを戦略的に使わなければいけない時代に完全に変わったと思っています。ですから、予定調和的に建築物を誘導したり、いろいろ細々やるとうまくいくというのは幻想だと思いません。

やはりオープンスペース、昔、都市の構造的な形できちっと何か考えたように、報告書に出ていましたけれども、戦略的に空地をどうしていくか、それはやはり知恵を出して、そこにこそ今回の都市計画法の見直しの非常に大事なエッセンスがあると私は思っております。それが言いたいことの2番目。

それから、3番目ですけども、やはりこういう時代ですから、先ほどF委員から都市マスに、最終的には将来性の議論でいいと思いますけれども、オーケストラもバイオリンがあったりビオラがあったり、それぞれの人がプロでしっかりした演奏することによって非常に美しい音楽になるわけです。ですから、それぞれの個別の、交通なら交通、緑なら緑、住宅あるいは産業、それぞれが個性が際立つものをどんどんつくるべきだと思うんです。

今の都市マスの問題は、結局みんな集めて、幕の内弁当みたいであれもこれもと適当なところで妥協してつくるものですから、そういう意味ではなかなかパワフルなものできていない。それは私は都市マスの持っている非常に大きな課題だと思います。

鎌倉の場合は、まず緑。緑が非常に大事でしたので、事、緑から入って、それでかなり議論をして、その後都市マスをつくったわけです。そうすることによって、割にめりはりの効いたものができる。それぞれの町によって課題が違うわけですから、すべて予定調和的というのではなくて、やはりそれぞれの個性なりステークホルダーが際立つような、むしろ個性と個性がぶつかり合うものが、今、エコ・コンパクトシティの内容を豊かにしていく非常に大事な要因になると思いますので、わりにぶつかりあったほうがいいんじゃないかと思います。

以上、3点です。

**【委員長】** ありがとうございます。

何かありますか。どうぞ。

**【I委員】** 私は、今日の政策課題の提示が、将来に向けた問題提起を制度的にしていることだとすると、蒸し返してすみませんけれども、エコ・コンパクトシティという概念は制度的にも整理しておくことが大事じゃないかという気がずっとしています。それは、

お話にもあったように、都市計画のツールとか権限とかはかなり充実してきていて、今はもう随分とあるんです。道具としてはあり余っていて、足りない状態じゃないと思うんです。むしろ、ユニバーサルデザインの挟みが欲しいということで、今まであった道具を少し違った形でそろえたいという需要がある。都市計画でも、理念が少し変わると道具も少しずつ違ってくるところがあると思うんです。

例えば、今までの交通計画は自動車の交通計画だったんですけれども、歩行者を大事にするのだったら、歩行者の空間計画とか自転車の計画だとか、やはり交通計画でも色彩とか肌合いがちょっと違ってくると思う。上に乗せる理念が変わるとツールも肌合い変わってくるところがあると思うんです。

私が恐れているのは、この委員会では、エコ・コンパクトシティと言うと皆さん、将来はそうだよというコンセンサスがあるようなんですけれども、私が大学に戻ったり学生とか一般のところで話していると、全然反響がない。そんな方向にほんとうに行っているのかみたいな議論がある。これは道州制と非常に似ていて、一部の専門家の中では議論は盛り上がっているんですけれども、一般的な理解が充分ではない。その温度差を埋めることが都市計画制度のこれからの役目で、市民も変わってもらわなきゃいけないし、自治体にもそういう意識を持ってもらわなきゃいけない。

とすると、エコ・コンパクトシティはここではまだ今日の議論では確定できていなくて、開かれた概念でいろいろな物が入ってくると思うんです。緑の問題もあれば福祉の問題もあれば多機能の集積とかいろいろあると思うんです。だから、これは開かれたままにしておいて、ですけれども、集約型都市構造ということがあるとすれば、核心部分の幾つかはやはり大事にして、都市計画制度が変わったぞと示す意味で、都市計画法の目的規定の中に、そういうものはぼんぼんと入れて、それを基礎においた計画を上に入れて、国もこんな形で少しずつ考えていきますということを示す。同時に、マスタープランを実質化して、地方公共団体レベルでそういうことを折に触れて考えてくださいという動機づけをする道具が必要だと思うんです。

地方公共団体に要求するわりには、国レベルでこういう道具立てが出ていない気がしました。ここは大事で、法律制度は権限を盛り込んで、こういうことが進むための授權という意味もありますけれども、他方で、一番大きな基本政策を示す機能もあるわけで。従前は、政策提示はあまり考えていなくて、それは審議会の答申で示す形での機能分担だったのですが、それは法律の使い方としたら非常に狭い使い方だという気がしております。

そうすると、今後は、国土交通じゃなくて都市空間を変えていく、規制じゃなくて制御という形でやっていくことを示す。そういう大きなところで制度化して、それに肌合いがあった道具を入れて、A委員が言われたように実験して、だめなら戻してという形でやっていくような政策づくりです。

結果的には自治事務で全部おろしちゃっているんで、国ができることは制度をつくって、それがなるべくうまく機能するようにする。しかも狭い範囲の中で政策の立案から実施、評価までをコンパクトに政策過程ができることを保全するような制度づくりの、間接制御しかもうできないということですから。その制度をどれだけ開けていくかという話なのです。

その点からすると確かに事務的にコンパクトシティなんてものを掲げられて実務はやっていって困るんじゃないかと、お立場はよくわかりますけれども、やはり制度論としてはすごく大事なところなので、少し時間をかけて、せっかくいろいろな分野の先生方がお出になっているので、議論を深めてみてもいいのかなという印象を持ちました。

【委員長】 ありがとうございます。

私も発言してよろしいですか。

かなり多くの方からいろいろなことをおっしゃっていただいたんですが、多分、現在の都市計画のあり方は、都市計画にいかにか都市マネジメント機能を持たせていくかにあると私は思うんです。都市計画と都市マネジメントは何で違うかということ、基本的に都市計画は空間計画で、産業政策などが都市の上のアクティビティの計画じゃなかったところがあるわけです。

都市再生の議論にもあるように、実は非常に重要な産業政策の一面でもあると思うんです。それに対してなかなか有効なツールがないし、それを何とかしなきゃいけないのが、まず1つあるのかなと。それを全く制御しないで空間だけでやろうとするので、靴の上から足をかいている感じの規制になってしまったりするのがあると思うんです。そこをどうするかを考えていく。場合によっては必要なツールを入れていくことだと思うんです。

例えば先ほどマスタープランの話がありましたけれども、おそらく今後の一つのあり方は、マスタープランを静的な図として示すのではなくて、動的な計画として示す。先ほどD委員がおっしゃっていましたが、例えばある条件が満たされたらこうしますよ、あるいはこれをやめますよと動的な計画を世に示すのが、マスタープランの一つであろうという考え方が僕はあるんじゃないかと思うんです。

それからもう一つ、これは次回議論しなきゃいけないんでしょうけれども、分権と言っても、実は重要なのは決定権者の最適化だと思うんです。先ほども四角が3つ、一番下に書いてあり、広域的なものは広域的なところが決めるべきかもしれないとありましたけれども、結局、事がどれだけ影響を与えるか、つまり外部性の範囲がどれだけかを見つつ決定権者を決めるし、あるいは、もし決定権者がもっと分権的にやりたいのであれば、調整のルールを決める。

今、調整のルールがないのにもかかわらず分権、分権と言っているので、なかなか複雑な状況になっているのが現実だと思うので、できれば次回、分権の中では、そういった調整のルールのあり方と、もしそれがほんとうにだめだとなればやむを得ないので、少し影響圏の中での最適な決定権者をどう決めるかを議論しなきゃいけないという感じがしております。

もう一つ、皆さんおっしゃらないんですが、実は私は若干危ないと思っているのは、自治体が最適な決定を常にしてくれるかどうか。現在の自治体の動機は、典型的には1つは市長なりの動機——どうしても投票、選挙が考えられますので、例えば選挙権を持っている人に向けた行政をしてしまうとか。あるいは、自治体の財政収入で考えますと、国の補助金が厚ければ厚いほど安価にいろいろなものを供給できちゃうので、若干浪費的な運営になってしまうとか。そう言った意味で、自治体に適切な運営動機が今、必ずしもなされていない状況でどんどん分権化していくことの弊害はあると思うんです。

それを正すのが広域行政体、ひいては国のあり方だと思うので、そのあたりをほんとうは少し考えなきゃいけない。都市計画だけの話ではないのですが、そういったことを考える必要があると感じております。

もう大体時間が来てしまったんですが、最後にこれだけ言っておきたいというのがありますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご意見等もないようですので、この程度とさせていただきます。議事次第ではその他とありますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

**【事務局】**      ありがとうございました。

本日も関連するご意見をいただきましたけれども、少し最初の説明でも課長が申し上げましたが、次回委員会では、先ほどご説明したとおり、都市計画における分権化の徹底と全体の調和の確保というテーマでご審議いただきたいと考えてございます。

その際に、円滑で深い審議をしていただければということで、先ほども申し上げました

けれども、あらかじめ大まかにご説明させていただきましたので、次回までにご意見をいただけるものであればいただいております、それを踏まえて私どもで資料をつくって、ご説明をまずさせていただいて、さらに議論を深めていただくという運営ができればと思っております。

次回までと申しあげましたけれども、事務方としてはできれば早めいただければありがたいと思っております。ご多忙な中、大変恐縮ではございますけれども、一応8月7日金曜日、来週中に事務局にご連絡いただければありがたいと思っております。もちろんそれ以降いただいても、それは踏まえてできる限り作業はやりたいのですけれども、1つのめどとしてお願いできればと思っております。

今回の委員会の日程ですけれども、正式にはご連絡させていただきますが、一応調整等させていただいて、8月21日金曜日、10時からを予定してございます。事務局から改めて開催案内を送らせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

**【事務局】** ちょっと補足で、今日は大変いろいろ熱心にご議論いただきましたけれども、エコ・コンパクトシティというのは何なのかというか、この委員会とどういう位置づけでやるのかは、次回までに、今日の議論も集約し、整理をした上で、基本概念とって提案した責任をとって、開き直らずに対応させていただきたい。よろしくお願いたします。

**【委員長】** 何かご質問はございますでしょうか。

もしなければ、以上を持ちまして、本日の審議を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

それでは、事務局に議事進行をお返しいたします。

**【事務局】** それでは、これを持ちまして、第1回都市計画制度小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —